

V-2 じてんしゃ 自転車

1. じてんしゃ か 自転車をかう

じてんしゃ じてんしゃてん ほーむせんたー など で かう ことができます。 かった 店で、 ぼうはんとうろく
自転車が自転車店やホームセンターなどで買うことができます。買った店で、防犯登録をしなければ
いけません。防犯登録料は、1だい600えん
1台600円です。

2. じてんしゃ お かた 自転車の置き方

じてんしゃ ほこうしゃ ほか ひと つうこう じゃま お とく えき まわ じょうれい
自転車が歩行者など他の人の通行の邪魔にならないように置きましょう。特に駅の周りは、条例で
じてんしゃ お きて は いけな い と 決め ら れ た ばしょ があります。その場所に置くと、特にお年寄りや目の
ふじゆう かたがた えき りょう じゃま
不自由な方々の駅の利用の邪魔になります。

いはん お きようせいてき じてんしゃ しょうい ほかんばしょ うつ いどう ほかんりょう
違反して置くと強制的に自転車を所定の保管場所に移されることがあります。移動されると、保管料や
いどうりょう ばら じてんしゃ かせ ばあい てつきよこ いてい きかんほかん
移動料を払わないと自転車を返してもらえない場合があります。撤去後、一定の期間保管されますので、
かん じてんしゃ ひ と い じてんしゃ てつきよ ばしょ にちじ つた じてんしゃ かせ
その間に自転車を引き取りに行ってください。自転車を撤去された場所、日時を伝え、自転車を返して
ばしょ りょうきん じかん しく ちょうそんやくば き ふうく
もらう場所や料金、時間を市区町村役場で聞いてください。(⇒付録区-1)

3. じてんしゃ ぬす 自転車を盗まれたとき

もし、じてんしゃ ぬす ちか こうばん とど で とうなん じてんしゃ み けいさつ
もし、自転車が盗まれたら近くの交番に届け出ましょう。盗難にあった自転車がみつかる と警察から
れんらく じてんしゃ じゅうしよ なまえ か
連絡があります。自転車には住所と名前を書いておきましょう。

4. じてんしゃ ひろ 自転車を拾わない

たとえじてんしゃ が 捨ててあっても、それはだれか ぬす ほうち ばあい じてんしゃ とうなんとどけ
たとえ自転車が捨ててあっても、それは誰かが盗んで放置している場合があります。自転車の盗難届
が 出 て い た ば あ い じてんしゃ の とら ぶ る ま こ じてんしゃ ひろ
が出ていた場合、その自転車に乗っているとトラブルに巻き込まれることがありますので、自転車は拾
われないようにしましょう。

5. こうつう る - る 交通ルール

じてんしゃ つうこう しゃどう げんそく しゃどう ひだりがわはし よ つうこう くるま おな
自転車の通行は車道が原則です。車道は左側端に寄って通行しなければなりません。車と同じよう
に、しんごう まち いんしゅうんてん ふだり の きんし さいみまん ようじ
に、信号も守らなければなりません。飲酒運転や二人乗りは禁止されています。(ただし、6歳未満の幼児
を、ようじようじようしゃそうち の さいいじよう ひと うんてん ばあい のそ
を、幼児用乗車装置に乗せて、16歳以上の人が運転する場合を除く)

ほどろ つうこうか ひょうしき いがい げんそくつうこう しゃどう つうこう きげん
歩道は通行可の標識などがあるところ以外は原則通行できませんが、車道を通行することが危険な
ばあい ほどろ つうこう とき ほどろ ちゅうおう しゃどうよ つうこう ある ひと
場合は、歩道を通行することができます。その時は、歩道の中央から車道寄りを通行し、歩いている人
の邪魔になる時は、一時停止、又は自転車から降りてください。

やかん かなら らいと の おおさか けいだいでんわ つか じてんしゃうんてん きんし
夜間は必ずライトをつけて乗りましょう。大阪府では携帯電話を使いながらの自転車運転も禁止さ
れています。

へいせい ねん がつ にちしこう おおさか じてんしゃ じょうれい おおさか ない じてんしゃ りょう かた じてんしゃそんがい
平成28年7月1日施行の大阪府自転車条例により、大阪府内で自転車を利用する方は、自転車損害
ばいしょうほけん かにゅう
賠償保険に加入しなければなりません。